

発行者情報

【表紙】	発行者情報
【公表書類】	2026年 8 月 31 日
【公表日】	株式会社樋口総合研究所
【発行者の名称】	(Higuchi Consulting Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役 樋口 陽平
【本店の所在の場所】	神奈川県相模原市南区相模大野三丁目12番6号 VIAビル7F
【電話番号】	042-702-9780 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 吉森 祐太
【担当J-Adviser及び担当F-Adviserの名称】	フィリップ・キャピタル証券株式会社
【担当J-Adviser及び担当F-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当J-Adviser及び担当F-Adviserの本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 虎ノ門ヒルズ森タワー
【担当J-Adviser及び担当F-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	03-3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market 福岡証券取引所 Fukuoka PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号 株式会社樋口総合研究所 https://www.higuchi-consulting.com/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/ 証券会員制法人福岡証券取引所 https://www.fse.or.jp/
【公表されるホームページのアドレス】	

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketにおいては、J-Adviser及びF-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviser及びF-Adviserを選任する必要があります。J-Adviser及びF-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則及び福岡証券取引所のホームページ等に掲げられるFukuoka PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所及び福岡証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期	第15期	第16期
決算年月	2024年 5 月	2025年 5 月	2026年 5 月
売上高 (千円)	967,718	1,115,948	1,009,486
経常利益 (千円)	51,361	50,313	41,825
当期純利益 (千円)	37,654	36,759	30,394
純資産額 (千円)	570,867	609,636	621,843
総資産額 (千円)	728,598	798,912	1,076,987
1株当たり純資産額 (円)	190.29	203.21	207.28
1株当たり配当額 (円)	—	—	4
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益 (円)	12.55	12.25	10.13
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	10.10
自己資本比率 (%)	78.4	76.3	57.7
自己資本利益率 (%)	6.8	6.2	4.9
株価収益率 (倍)	—	—	23.69
配当性向 (%)	—	—	39.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△23,489	4,168	△68,173
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△5,235	100,338	△79,942
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	295,900
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	349,538	454,045	601,829
従業員数 (人)	178	185	162

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

- 第14期及び第15期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの当社株式が非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
- 第14期及び第15期の株価収益率については、当社株式が非上場であったため記載しておりません。
- 第14期及び第15期の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
- 第16期の1株当たり配当額4円は、上場記念配当となります。
- 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
- 第14期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、監査法人コスモスの監査を受けております。また、第15期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定及び証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、監査法人コスモスの監査を受けております。さらに、第16期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定及び証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第127条第3項の規定に基づき、監査法人コスモスの監査を受けております。

2 【沿革】

樋口商事を屋号に個人事業主登録を行い、大手金属加工機械メーカーの社内サーバ、ネットワークの運用・保守業務を請け負いました。同時に、リーマンショック時にスキルはあるが仕事がないエンジニアが世にあふれていることを目の当たりにし、困っている人へ仕事を提供するため、当社を設立しました。その際に樋口商事は廃業しました。

当社の設立以降、現在に至るまでの経緯は、次のとおりであります。

年月	事項
2010年 6 月	神奈川県相模原市南区に株式会社樋口総合研究所を設立 IT エンジニアリング事業を開始
2013年 5 月	事業拡張により東京都新宿区に東京本社を開設
2014年 7 月	ISMS「ISO/IEC27001」認証を取得（認証番号 IS 614266）
2016年12月	労働者派遣事業認可を取得（許可番号 派 14-301326）
2022年 5 月	事業拡張により本社（神奈川県相模原市南区）オフィス移設
2022年 5 月	神奈川県相模原市南区に技術開発センターを開設
2022年10月	プライバシーマーク取得（登録番号 第 10825105(01)号）
2025年 7 月	東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場
2025年12月	福岡証券取引所 Fukuoka PRO Market に上場
2026年 1 月	福岡県福岡市に福岡オフィスを開設
2026年 5 月	有料職業紹介事業許可を取得（許可番号 14-ユ-302551）

3【事業の内容】

当社は、「みんながヒーローになれる社会をつくる。」というVISIONを掲げ、ITエンジニアリング事業に取り組んでおります。

当社のITエンジニアリング事業は、国内企業のお客様（以下「お客様」という。）向けに、リソースの不足している特定の業務（「(A)システムの開発、運用、保守」「(B)ITインフラ構築」「(C)プロジェクト管理」など）に対して、当該特定の業務を受託すること（業務委託契約）又はエンジニアを派遣すること（労働者派遣契約）で提供しております。

お客様が、システム開発や運用においてエンジニアが不足している場合において、通常は採用から始めていかなければいけないといった問題があります。お客様が求めている技術要素と当社のエンジニアが持っている技術要素が同じであれば、当社が業務を受託すること又は当社のエンジニアを派遣することによって、お客様は速やかにシステム開発や運用を行うことが可能になります。

契約形態別の売上比率としては、「業務委託契約」による売上が約70%、「労働者派遣契約」による売上が約30%となっております。

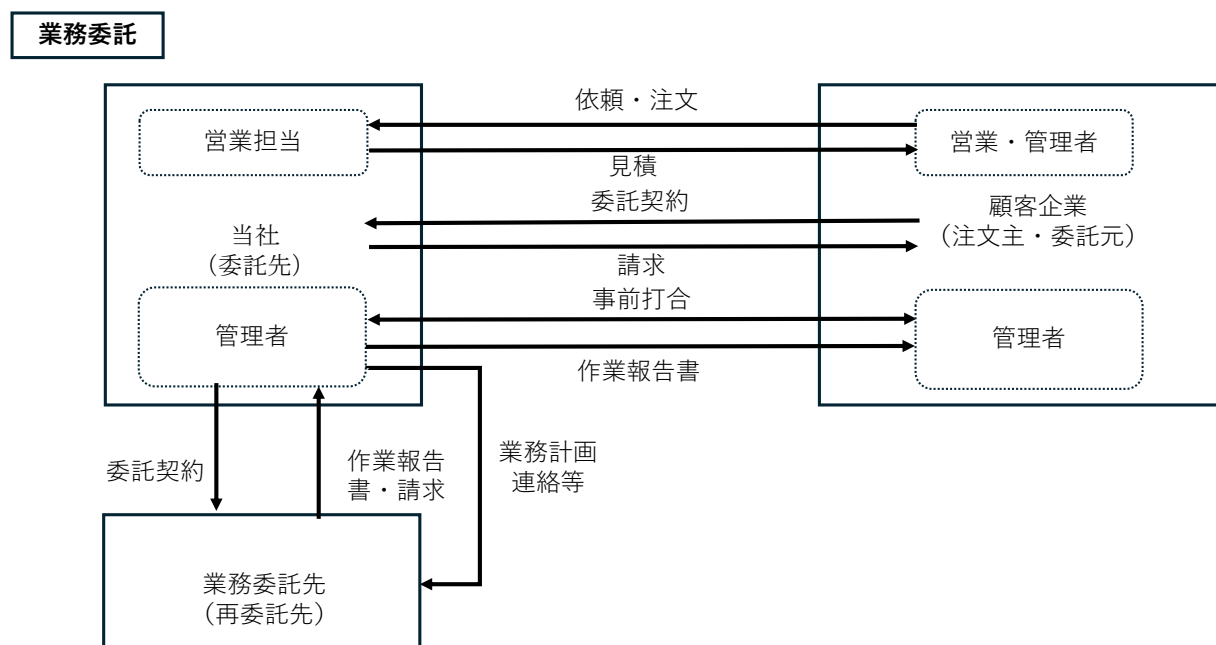
「業務委託契約」の場合、当社は業務ごとにお客様（委託元）と契約を締結し、決められた契約期間の中で、最終的な成果物を元に業務実績をお客様に報告することにより、売上を計上しております。

お客様からの依頼内容で高い技術力が必要、かつ当社内で対応可能なエンジニアの確保が厳しい場合は技術支援として業務委託先（再委託先）と契約を締結しています。その場合、業務委託先と契約時に業務内容や成果物の詳細について合意します。その際、業務遂行に必要な情報の共有手段を整えることで、業務委託先の裁量で業務を進められる環境を確保しております。

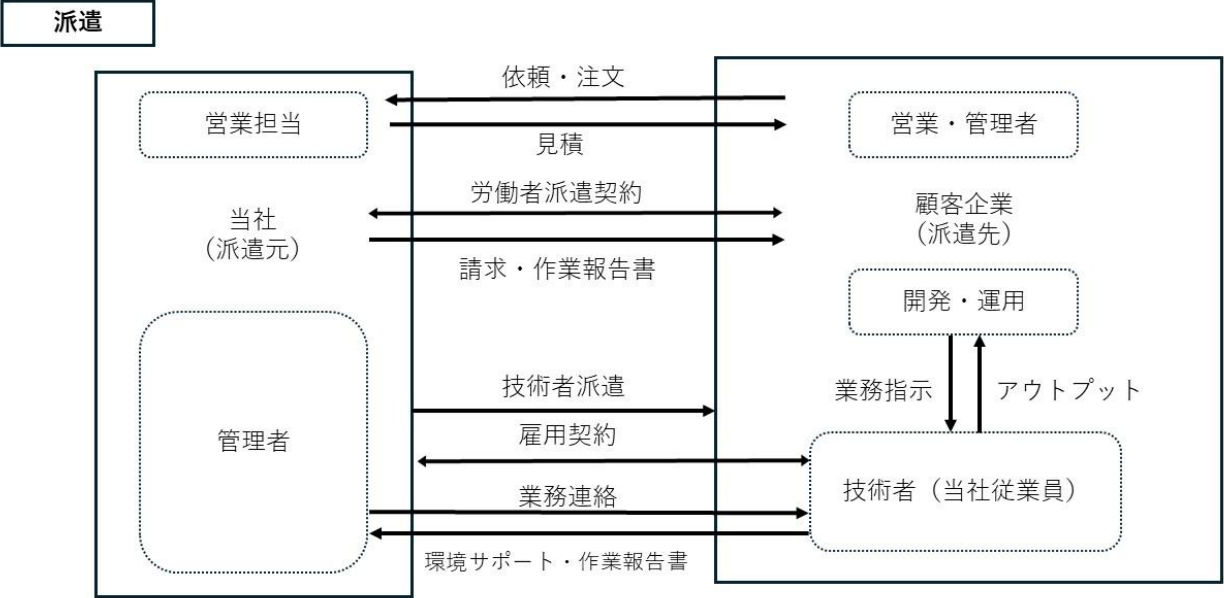
業務委託先（再委託先）は、主に個人事業主ですが、一部は法人になります。

なお、労働時間の管理は業務委託先に委ねており、当社による直接的な管理や拘束は行っておりません。業務の進捗は毎月の作業報告書にて確認し、情報管理やセキュリティについても、必要最低限の範囲にとどめた運用を行っております。

業務委託契約の場合の顧客企業（委託元）、当社、業務委託先の関係は以下の図のとおりです。



「労働者派遣契約」の場合は、当社では、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）に規定される労働者派遣を行っております。当社が常用雇用する労働者をお客様（派遣先）に派遣しております。当社（派遣元）が雇用するエンジニア（当社従業員）を顧客企業（派遣先）の指揮命令のもと、顧客企業（派遣先）の労働に従事させるものであり、当社、顧客企業（派遣先）、派遣技術者の関係は以下の図のとおりです。



なお、当社はITエンジニアリング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しておりますが、サービス分野別に事業内容を記載いたします。

	売上比率	業務委託契約の 人員数（名） （注3）	労働者派遣契約 の人員数（名）	当社人員数の 合計（名）	当社から再委託 している外注先 の人数（名）
(A) システム開発、 運用、保守	約32.6%	35	20	55	-
(B) ITインフラ構築	約34.4%	36	16	52	-
(C) プロジェクト管理	約33.0%	40	10	50	18

（注） 1 いずれのサービス分野も2010年6月設立時より開始しております。
2 売上比率・人員数は、2026年5月末時点のものになります。
3 業務委託契約の人員数（名）には、「当社から再委託している外注先の人数（名）」も含まれております。

(A) システムの開発、運用、保守

お客様が業務を円滑に進めるために必要なシステムの設計から開発、運用、保守に至るまで、包括的かつ高品質なサービスを提供しております。システム開発においては、要件定義、基本設計、詳細設計、プログラミング、テスト、導入、運用支援に至るまで、システムライフサイクル全般に対応可能な体制を整えております。それぞれの工程において、当社のエンジニアが蓄積したノウハウと専門性を活かし、業種・業態ごとに最適化されたソリューションを提供することで、お客様の多様化するビジネスニーズに柔軟かつ迅速に対応し、業務効率の向上や競争力の強化に貢献しております。また、システムの安定稼働を支える基盤として、データセンター（※1）の運用や維

持管理においても豊富な実績を有しております。24時間365日の監視体制を備え、障害発生時には迅速な対応を行うことで、サービスの継続性を確保しております。さらに、定期的な運用方式の見直しを実施し、自動化技術やAIの活用を積極的に進めることで、運用コストの削減を図ると同時に、システムの安定性と信頼性を向上させております。これにより、お客様の事業成長や業務の持続的な発展を支える安心・安全なIT環境の提供を実現しております。これらの事業活動を通じて、お客様との長期的な信頼関係を構築しながら、安定した収益基盤を築いております。システム設計や開発においては、付加価値の高い技術サービスを提供し、運用業務においては効率化や自動化を推進することで、コスト削減効果をお客様と共有しながら、継続的な契約を通じて収益を確保しております。特に、データセンター運用に関しては長期契約を基盤とした収益モデルを構築しており、お客様の業務運営を包括的にサポートすることで、信頼性の高い事業運営を支えております。

(B) ITインフラ構築

システムインフラの構築において、最先端の技術を駆使し、堅牢で柔軟性の高い環境を提供しております。仮想サーバやストレージ、ネットワークに関する高度な専門知識を持つ当社メンバーが、新規にインフラ環境の構築から既存環境の最適化に至るまで、多様なニーズに対応しております。これにより、企業の業務運営を支える高い信頼性を備えたインフラ基盤を確立し、効率的かつ拡張性のある運用を実現しております。また、バックアップ環境の構築やディザスタ・リカバリ（※2）環境の設計にも力を入れており、事業継続計画（BCP: Business Continuity Plan）（※3）対策を強化しています。企業が直面する可能性のある自然災害やシステム障害など、様々なリスクを最小限に抑えるための包括的な防衛策を提供しております。これにより、障害や災害が発生した場合でも迅速な復旧が可能となり、業務の持続可能性を確保することができます。インフラ基盤の構築においては、最適なシステム設計を通じて、クライアントの業務要件や成長戦略に沿ったカスタマイズを行い、将来的な拡張や変化にも柔軟に対応できる環境を整備しております。また、運用段階では、自動化技術やAIを積極的に活用することで、運用コストの削減とシステムの安定性向上を両立させております。定期的な運用方式の見直しや改善活動を行い、長期的な視点でのインフラ環境の最適化に努めております。バックアップやディザスタ・リカバリ環境においては、最新の技術や手法を取り入れることで、データの安全性を確保するとともに、復旧作業の効率化を実現しております。特に、業務中断を最小限に抑えるための綿密な計画とシステム設計が特徴であり、障害発生時にも迅速かつ確実な対応が可能です。これにより、企業が継続的に競争力を維持し、安心して事業運営を行える環境を提供しております。インフラ環境の構築から運用、災害時の対応までを一貫してサポートすることで、企業のIT基盤を強化し、信頼性と効率性を兼ね備えたサービスを提供しております。多様な業界で蓄積された経験を活かし、あらゆる規模やニーズに応じた柔軟なソリューションを提供しております。

(C) プロジェクト管理

EVM（Earned Value Management）（※4）の観点から、予算及び予定に基づいてプロジェクトがどのように遂行されつつあるかを定量的に評価し、コスト効率と進捗率を同時に把握することを目的とした高度なプロジェクト管理手法を導入しております。これにより、単なる進捗状況の確認にとどまらず、計画と実績の進捗状況を比較し、プロジェクトが効率的かつ計画的に遂行されているかをリアルタイムで監視することが可能です。このアプローチにより、迅速な意思決定を支援するとともに、潜在的なリスクを早期に発見し、適切な対策を講じる体制を確立しております。進捗管理では、時間やスケジュールの管理だけでなく、コスト単位での評価を行うことで、より精緻なマネジメントを実現しております。これにより、プロジェクトの全体像を俯瞰しながら、コストパフォーマンスを向上させる運営が可能となっています。さらに、プロジェクトマネージャー（PM）はシステム開発に関連する全工程に精通しており、プロジェクトの計画、運営、品質管理、納期管理において高度な専門性を発揮しております。PMは、適切な工数管理、リソースの最適配分、そして納期や仕様の調整を効率的に行うことで、プロジェクト全体の円滑な進行を支えております。また、プロジェクトにおけるリスクマネジメントやステークホルダー間の調整にも重点を置き、特に大規模かつ複雑なプロジェクトにおいても柔軟に対応可能な体制を整えております。システムPM業務では、業種や業態を問わず、各クライアントのニーズに応じた最適なソリューションを提供しており、多岐にわたる業界で培った経験と実績が強みとなっております。これにより、プロジェクトの成功率を高め、クライアントの期待に応えるだけでなく、継続的な価値提供を実現しています。EVMを活用した管理手法やPMの高い専門性により、計画と実績のギャップを最小限に抑えるだけでなく、予算内でのプロジェクト完遂や高品質な成果物の実現が可能です。プロジェクト運営の効率化や品質向上を通じて、クライアントが持続可能な競争力を確保できる体制を支えております。

(※1) データセンター

サーバやネットワーク機器を設置・保管し、安定的に運用するために作られた「施設」のことです。

(※2) ディザスタ・リカバリ

日本語に直訳すると「災害復旧」となります。意味としては、天災や障害、外部からの攻撃など様々な危機的状況から、大切なシステムやデータを守るために行うものです。

(※3) BCP対策

非常事態が発生した際に事業資産の被害を最小限に抑えつつ、事業を復旧・継続していくための計画や対策のことです。

(※4) EVM(Earned Value Management)

予定されていた見積額と完了した作業量、使用したコストを比較し、プロジェクトの進捗状況を把握・評価する手法です。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2026年5月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
162	33.2	3.5	3,635

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。なお、臨時雇用者数については、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社はITエンジニアリング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当事業年度（2025年6月1日～2026年5月31日）における我が国経済は、エネルギー価格や原材料価格の高止まりによる物価上昇圧力が継続する中、金利動向を背景とした為替相場の変動など、不安定な外部環境の影響を受けました。一方で、雇用・所得環境は総じて底堅く推移しており、政府による各種経済対策の効果も相まって、個人消費には緩やかな持ち直しの動きが見られました。また、訪日外国人客数は引き続き回復基調にあり、インバウンド需要の拡大が宿泊・小売・サービス関連産業を中心に下支えとなりました。これらの要因を背景に、国内経済は一部に不透明感を残しつつも、全体としては緩やかな回復基調で推移いたしました。

情報サービス産業におきましては、人手不足やコスト上昇への対応を背景に、企業の生産性向上、事業拡大及び競争力強化を目的としたシステム投資への意欲は、当事業年度を通じて引き続き高い水準を維持いたしました。特に、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進を目的とした基幹システムの刷新や、AI等の先進技術を活用した業務の高度化・効率化に対する需要は拡大基調にあり、データ活用や業務プロセス改革に関する引き合いも継続して増加しております。一方で、海外経済の減速懸念や金融市場の変動を背景に、一部の顧客企業においては、IT投資の実行時期や規模について慎重な判断を行う動きも見られました。

このような環境の下、当社は、「みんながヒーローになれる社会をつくる。」というVISIONを掲げ、ITエンジニアリング事業に取り組んでまいりました。当事業年度におきましては、エンジニアの採用が計画を下回ったことから、売上の基盤となる稼働人員数が想定を下回って推移いたしました。この結果、売上高は前事業年度を下回りました。利益面につきましては、売上高の減少に伴い売上総利益が減少し営業損失を計上した一方、保有有価証券の売却益を営業外収益に計上したことにより、経常利益及び当期純利益を確保いたしました。

これらの結果、当事業年度の経営成績につきましては、売上高1,009百万円（前年同期比9.5%減）、営業損失42百万円（前年同期は営業利益10百万円）、経常利益41百万円（前年同期比16.9%減）、当期純利益30百万円（前年同期比17.3%減）となりました。

なお、当社はITエンジニアリング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2)キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末と比較して147百万円増加し、601百万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により使用した資金は68百万円（前事業年度は4百万円の獲得）となりました。これは主に、税引前当期純利益41百万円、売上債権の減少額33百万円等の増加要因があったことに対し、投資有価証券売却益114百万円、未払消費税等の減少額24百万円等の減少要因があったためであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は79百万円（前事業年度は100百万円の獲得）となりました。これは主に、投資有価証券の売却による収入503百万円等の増加要因があったことに対し、投資有価証券の取得による支出583百万円等の減少要因があったためであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により獲得した資金は295百万円（前事業年度は該当事項なし）となりました。これは、長期借入れによる収入350百万円の増加要因があったことに対し、長期借入金の返済による支出54百万円の減少要因があったためであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

（１）生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

（２）受注実績

当社は受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

（３）販売実績

当事業年度における販売実績は、次のとおりであります。なお、当社はITエンジニアリング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

事業の名称	販売額（千円）	前年同期比（％）
ITエンジニアリング事業	1,009,486	90.5
合計	1,009,486	90.5

（注）最近２事業年度の主な取引先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 （自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）		当事業年度 （自 2025年6月1日 至 2026年5月31日）	
	金額（千円）	割合（％）	金額（千円）	割合（％）
㈱イセトー	—	—	101,039	10.0

（注）前事業年度の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、当該割合が10％未満であるため記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

中長期的な会社の経営戦略の実現を果たすため、当社は下記の課題に取り組んでおります。

なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営の合理化と企業価値の非合理化

当社は、経営を合理化するとともに、企業価値は非合理化（※）することを課題として認識しております。

すなわち、定型業務については、効率化や外注化することにより、経営の合理化を図る一方で、他社との差別化の要因となるのは「当社のメンバー」であり、当社メンバーは、効率化できない非合理的業務に注力することにより、当社メンバーにしかできない価値を提供し、企業価値の最大化を図ることが可能になると考えており、そのような組織体制を確立することが課題であると認識しております。

（※）非合理化とは

私たちはIT企業として、業務の効率化や合理化を進めていますが、それはあくまで「手段」に過ぎません。効率化してできた時間を活用して、お客様や社員同士が人間らしい関わりやアナログなコミュニケーションを深めることが、私たちの本当の価値と考えています。こうした時間が、人としての満足感ややりがいにつながると信じています。

当社にしかない強みは、こうした人間的な価値を提供できる「人材」です。このように、人との関わりを大切にすることで、他社にはない差別化を実現し、社員一人ひとりの価値も高めていきます。

(2) 役員や管理職、それらの候補者の育成

当社では、経営において、人材を最も重要な要素であると考えており、人材の継続的な育成と獲得が事業成長に不可欠であると考えております。

若手の業界未経験者の入社が増える中で、そのメンバーの育成や、メンバーを成長させて牽引していける管理職の育成、さらには経営を任せられる役員の育成を課題として認識しております。

(3) メンバーの人間力、技術力の向上

若手の業界未経験者の入社が増える中で、メンバーが内容と待遇両方にやりがいを感じて働けるために、多様なクライアントの獲得と、そのクライアントで評価を得られ活躍できるメンバーの育成が課題であります。

(4) 内部管理体制の強化

当社の組織は、組織規程の定めに準じて管理されており、各組織単位は、業務分掌規程、職務権限規程に基づき、その遂行すべき職務内容や権限が定められています。

管理本部については、担当取締役の監督のもと、内部牽制を図るため、仕訳担当者と資金取扱担当者を明確に分離する体制を整えております。しかしながら、今後の事業拡大に対応するため、管理体制の一層の強化が課題となっております。

(5) 収益性の改善

当事業年度におきましては、エンジニアの採用が計画を下回ったことにより、売上の基盤となる稼働人員数が想定を下回って推移し、売上高の減少に伴い売上総利益が減少した結果、営業損失を計上いたしました。当社は、稼働人員数の確保が業績の根幹であるとの認識のもと、エンジニアの採用力の強化と人材の定着に向けた社内体制の整備に取り組み、稼働人員数の着実な積み上げを図ることにより、本業の収益力の回復に努めてまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) ビジネスモデルを模倣する競合企業の増加によるリスク

IT業界は市場成長が続いており、このため、IT業界に新規参入する企業が多数あります。また、既存企業もDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進等で技術革新を行っています。特に当社のビジネスモデルに類似した競合企業が増加することにより、競争が厳しくなり、同業他社の低価格戦略や、顧客からの値下げ要請を受ける可能性もあります。

当社は、提供するサービスの差別化による質的向上を図るほか、ニーズの変動への柔軟かつ的確な対応ができる戦略的営業の推進により、適正な収益を確保しつつ事業の拡大を図っております。しかしながら、競合が厳しくなることで契約が十分に確保できないことや、価格が低下すること等によって当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 人材の枯渇及び人材獲得競争の激化によるリスク

近年のエンジニア採用市場は、労働人口の減少と深刻なエンジニア不足により、激しい人材獲得競争の状態にあります。当社では、継続的かつ高水準な昇給の実施と賞与の支給、福利厚生と教育環境の充実などを進めることにより、従業員満足度を向上させ、人材の定着を図っております。また、これらの対応をアピールした積極的な採用活動により、人材獲得に注力しております。今後も人材育成と定着及び採用強化を推進して参りますが、事業計画に必要な人材が確保できない場合や、市場の労働力単価が高騰した場合には、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 企業コンプライアンスに関わるリスク

当社が国内で事業を行う上で、会社法、税法、金融商品取引法、独占禁止法、労働基準法、情報セキュリティ関連諸法を含む法令を遵守することによる、社会的責任を果たす必要があります。

当社は、これらの法令を遵守した経営を行っていくために、社内研修等を通じて役職員のコンプライアンス意識向上に努めるほか、社内規程を整備するとともに、内部監査や内部統制システムの構築等の対応を行っておりますが、当社役職員による違法又は不正な行為があった場合には、行政処分及び訴訟費用の発生、並びに社会的信用の失墜などの損害が発生し、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 情報セキュリティに関わるリスク

当社は、事業活動を通じて、顧客や取引先の個人情報及び機密情報を入手することがあり、営業上・技術上の機密情報を保有しています。当社では、これらの情報について、管理体制を整備し、情報セキュリティに関する規程類の整備や役職員への周知徹底を図り、情報セキュリティを強化しております。

また、2014年7月に情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC27001）の規格に適合する証明を取得し、2022年10月には一般社団法人日本情報経済社会推進協会が運営するプライバシーマーク（Pマーク）を取得するなど、さらなる情報管理体制の強化とリスク軽減に努めております。

しかしながら、サイバー攻撃や不正アクセス、コンピュータウィルスの侵入等により、万が一これらの情報が流出した場合や、重要なデータの破壊、改ざん、システム停止等が生じた場合等には、当社の信用低下などを招く恐れがあり、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 事業拡大によるリスク

当社では、持続的な成長に向けて、事業拡大への取り組みを随時検討しておりますが、事業拡大への施策として新規事業への進出を行う場合には、不確定要素が多く、目論見とおりに進まない可能性があります。また、事業拡大の一環として、M&A等を実施する場合には、当初期待していたシナジー効果が得られないリスク

や、M&A後の業績不振により経営成績に悪影響を及ぼす等、様々な可能性があります。これら事業拡大への取組が計画とおり達成できなかった場合には、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 投資によるリスク

当社は、上場株式等の有価証券を複数保有しており、株式市況、投資先の経営成績、財政状態の状況によっては、保有する有価証券の評価額が増減し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社としては、有価証券等運用規程を制定し、有価証券投資の管理を行っております。また、投資先を選定する際に各種指標を重視した選定を行うことにより、保有する有価証券の価値が著しく低下するリスクをできる限り低減させております。

(7) 景気動向によるリスク

顧客企業のシステム投資予算は、景気動向の影響を受けるため、国内景気が悪化した場合には、顧客企業の投資支出を減少させる要因となり、当社の売上高を減少させる可能性があります。このような場合、当社はコスト削減等により収益確保を図りますが、売上減少の影響を完全に回避できるものではなく、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 従業員の労務に関するリスク

当社は、従業員の安全、衛生及び健康の確保に向けて、労働安全衛生法その他の法令や通達の遵守など安全衛生管理に努めておりますが、過剰な勤務が続くことなどにより、従業員の士気の低下や休職者・退職者の増加に繋がるなど、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 取引先からの訴訟によるリスク

公表日現在において当社を当事者とする訴訟等の法的手続はありません。しかしながら、将来訴訟等による請求を受け、又はその他の形で当社を当事者とする訴訟等の法的手続が行われる可能性はあります。そのような事態が生じた場合、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 法的規制について

当社が遵守すべき法令・規制として、具体的には、労働者派遣事業者として「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）に基づく許可及び有料職業紹介事業者として「職業安定法」に基づく許可があり、それぞれ許可を受けて事業を行っております。現在、これら許可要件の欠格事由はありません。当社の申請が基準に適合しない場合や、事業活動において違反行為が生じた場合には、営業の停止又は許可の取消という行政処分が下される恐れがあり、万が一、当該基準に抵触するようなことがあれば、当社の業績に重大な影響を与える可能性があります。

許認可等の名称	許認可番号	有効期限	取消条項
労働者派遣事業	派14-301326	2029年11月30日	労働者派遣法第14条
有料職業紹介事業	14-ユ-302551	2029年4月30日	職業安定法第32条の9

(11) 特定の経営者への依存

当社の代表取締役社長である樋口陽平は、当社の最高経営責任者として、永年に亘り経営方針や経営戦略の決定を行っており、事業上の重要な役割を担っております。こうした状況を踏まえ、同氏に過度に依存することがない経営体制の整備・強化を進めております。しかしながら、現状において、何らかの理由により同氏が業務を遂行することが困難になった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 配当政策について

当社は成長性を第一義と考えており、成長資金とするため内部留保の確保に努めてまいりますが、株主の皆様に対する利益還元についても経営上の重要課題の一つとして位置づけており、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案しながら余剰資金については配当として還元する方針であります。

(13) 自然災害のリスクについて

地震、風水害などの自然災害により社屋・従業員等とその家族及び取引先などに被害が発生した場合、営業活動の停止、システム障害、交通網の混乱により事業活動に支障が生じ、当社に直接的又は間接的な影響を及ぼす可能性があります。

(14) システム障害について

当社の事業は、インターネットを利用しているため、自然災害、事故、外部からの不正な手段によるコンピュータへの侵入等により、通信ネットワークの切断、サーバ等ネットワーク機器の作動不能等のシステム障害が生じる可能性があります。このようなリスクを回避するため、システムの24時間監視体制の実施、電源及びシステムの二重化、ファイアウォールの設置、社内規程の整備及び運用等の然るべき対策を講じております。しかしながら、システムやハードの不具合、悪質なコンピュータウィルスの侵入やハッカーからの攻撃、予想した規模を大きく上回る地震、火災、洪水、停電等の重大な事象の発生により、システム障害が発生した場合、一時的にサービス提供を停止する等の事態も発生し得るものと認識しております。そのような事態が生じた場合、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) J-Adviserとの契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行なっております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しています。

当社では、2023年3月22日にフィリップ証券株式会社（現フィリップ・キャピタル証券株式会社）との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（現フィリップ・キャピタル証券(株)）（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

(1) 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する事業年度に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)から(c)の場合の区分に従い、当該(a)から(c)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

- b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

(4) 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

(5) 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（（3）b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

(6) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

(7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

(8) 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

(10) 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

(11) 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

(12) 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

(13) 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

(14) 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(15) 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（甲が純粋持株会社である場合は、主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

(16) 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

(17) 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

(18) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

- (1) いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- (2) 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- (3) 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を東京証券取引所に通知しなければならない。

(16) F-Adviser との契約について

当社は、証券会員制法人福岡証券取引所が運営を行なっております証券市場 Fukuoka PRO Market に上場しております。当社では、フィリップ証券株式会社（現フィリップ・キャピタル証券株式会社）を担当 F-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2025 年 10 月 16 日にフィリップ証券株式会社（現フィリップ・キャピタル証券株式会社）との間で、担当 F-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、Fukuoka PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 F-Adviser を確保できない場合、当社株式は Fukuoka PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<F-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（現フィリップ・キャピタル証券株式会社）（以下「乙」という）は F-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

(1) 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において（上場後 3 年間に終了する事業年度において債務超過となった場合を除く）、1 年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、

当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間(以下この項において「猶予期間」という。))において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下「産競法」という)第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。))又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る)には、2年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日(猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間内)に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する事業年度に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む)を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)から(c)の場合の区分に従い、当該(a)から(c)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む)を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る)

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

(4) 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わない。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当する。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

(5) 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(a) Fukuoka PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合

当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（(3) b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

(6) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

(7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

(8) 発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は、有価証券報告書等につき、特例及び法令等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

(10) 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

(11) 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を福岡証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

(12) 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

(13) 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

(14) 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(15) 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（甲が純粋持株会社である場合は、主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。)
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

(16) 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

(17) 株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

(18) 株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

(19) 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が福岡証券取引所に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

(20) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは福岡証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<F-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

- (1) いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

- (2) 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- (3) 本契約を解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を福岡証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は735百万円となり、前事業年度末に比べ122百万円増加いたしました。これは、現金及び預金の増加250百万円、売掛金の減少33百万円、預け金の減少102百万円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は341百万円となり、前事業年度末に比べ155百万円増加いたしました。これは、投資有価証券の増加149百万円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は271百万円となり、前事業年度末に比べ89百万円増加いたしました。これは、1年内返済予定の長期借入金の増加119百万円、未払消費税等の減少24百万円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は183百万円となり、前事業年度末に比べ176百万円増加いたしました。これは長期借入金の増加176百万円が主な変動要因であります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は621百万円となり、前事業年度末に比べ12百万円増加いたしました。これは、当期純利益の計上による繰越利益剰余金の増加30百万円、その他有価証券評価差額金の減少18百万円が変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

「1 【業績等の概要】(1)業績」をご参照ください。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

「4 【事業等のリスク】」をご参照ください。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1 【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

「3 【対処すべき課題】」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において実施した設備投資等はありません。
また、重要な設備の除却又は売却はありません。

2【主要な設備の状況】

2026年5月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）			従業員数 (人)
		建物	工具、器具 及び備品	合計	
本社 (神奈川県相模原市南区)	本社事務所	24,643	1,362	26,006	161
技術開発センター (神奈川県相模原市南区)	事務所	645	—	645	1

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 本社事務所及び技術開発センターは賃借物件であり、年間賃借料はそれぞれ5,312千円と2,160千円であります。
3. 当社はITエンジニアリング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2026年5月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年8月31日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	12,000,000	9,000,000	3,000,000	3,000,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market) 福岡証券取引所 (Fukuoka PRO Market)	単元株式数は100株であります。
計	12,000,000	9,000,000	3,000,000	3,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（2021年4月9日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (2026年 5 月31日)	公表日の前月末現在 (2026年 7 月31日)
新株予約権の数（個）	24, 420	24, 360
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	24, 420（注） 1	24, 360（注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1 株140（注） 2	1 株140（注） 2
新株予約権の行使期間	自 2023年 4 月17日 至 2031年 4 月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 140 資本組入額 70	発行価格 140 資本組入額 70
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職等の正当な理由がある場合、その他正当な理由があると当社の取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割(株式無償割当てを含む)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

る。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 当社が当社普通株式につき、株式分割（株式無償割当てを含む）又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が当社普通株式につき、行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{aligned} & \text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} + \frac{\text{既発行株式数} \times \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \end{aligned}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

上記のほか、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年4月9日（注）	2,997,000	3,000,000	—	30,000	—	—

（注）株式分割（1：1,000）によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2026年5月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	1	－	－	1	2	－
所有株式数（単元）	－	－	－	1,500	－	－	28,500	30,000	－
所有株式数の割合（％）	－	－	－	5.0	－	－	95.0	100.0	－

(7) 【大株主の状況】

2026年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
樋口 陽平	神奈川県相模原市南区	2,850,000	95.00
株式会社GOOYA	東京都渋谷区渋谷1丁目17番4号 PMO渋谷10階	150,000	5.00
計	—	3,000,000	100.00

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年5月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 3,000,000	30,000	単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	3,000,000	—	—
総株主の議決権	—	30,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権（2021年4月9日臨時株主総会決議）

決議年月日	2021年4月9日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3人 当社監査役 1人 当社従業員 60人 社外協力者 16人
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけており、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、配当金総額12百万円、1株当たり4円の期末配当を、2026年8月28日の定時株主総会で決議いたしました。なお1株当たり配当額4円は上場記念配当となります。

今後の剰余金の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し、内部留保とのバランスを図りながら、その実施を検討する所存であります。

なお、当社は会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により、剰余金の中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

(1) 【直近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第14期	第15期	第16期
決算年月	2024年5月	2025年5月	2026年5月
最高(円)	—	—	240
最低(円)	—	—	240

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)及び福岡証券取引所(Fukuoka PRO Market)におけるものです。なお、2025年7月4日をもって東京証券取引所(TOKYO PRO Market)へ上場し、また2025年12月16日をもって福岡証券取引所(Fukuoka PRO Market)へ上場したため、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2) 【最近6か月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年12月	2026年1月	2月	3月	4月	5月
最高(円)	240	—	—	—	—	—
最低(円)	240	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、福岡証券取引所(Fukuoka PRO Market)における取引価格であります。
2. 2026年1月から2026年5月までにおいては売買実績がないため、記載しておりません。

5【役員の状況】

男性 5名 女性 1名 （役員のうち女性の比率 19.04%）

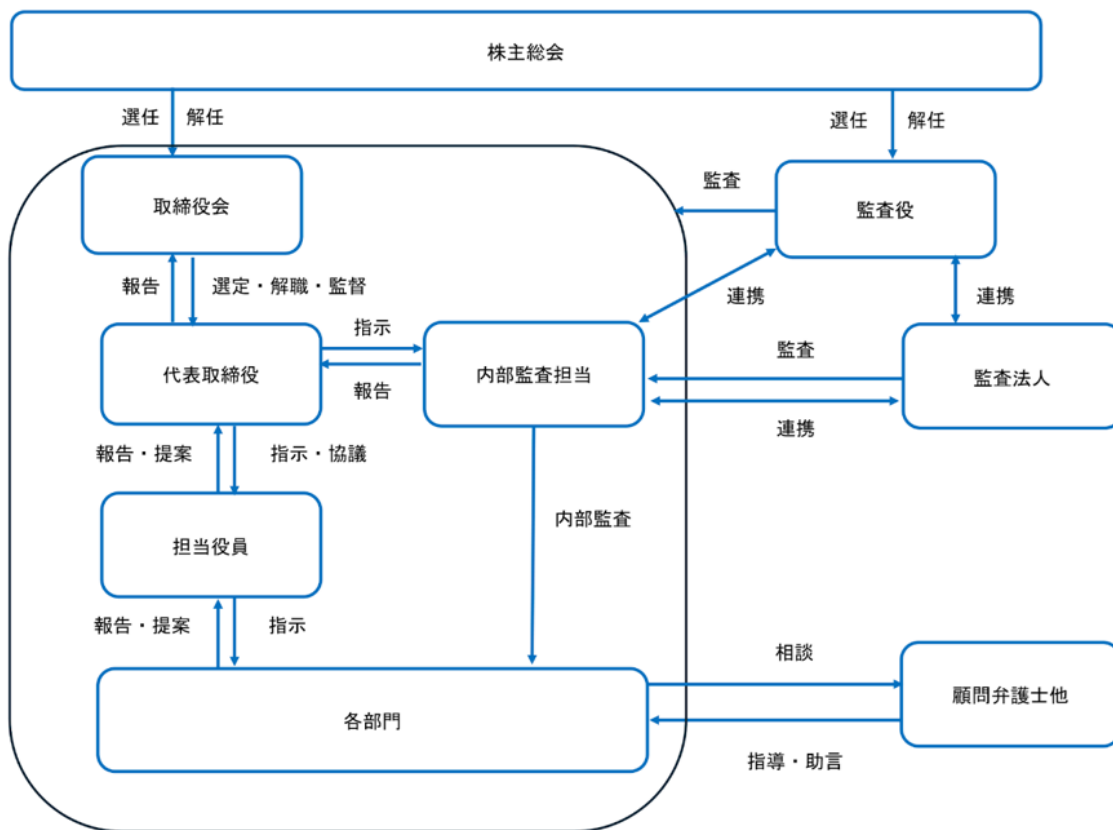
役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有 株式数 (株)
代表 取締役	社長	樋口 陽平	1978年7月31日	2002年4月 2003年8月 2010年6月	三菱商事フューチャーズ 証券株式会社入社 樋口商事創業 当社設立 代表取締役（現任）	(注)1	(注)3	2,850,000
取締役	管理本 部長	吉森 祐太	1989年5月9日	2012年4月 2013年11月 2014年6月 2017年6月 2019年6月 2021年6月 2023年6月 2025年8月	株式会社アヴァンセ アヴァン入社 大和ラジオ放送株式会社 入社 当社入社 当社オープンシステム事 業部マネージャー 当社インフラ事業部長 当社人材開発部部長 当社取締役ITエンジニア リング事業本部長 当社取締役管理本部長（現 任）	(注)1	(注)3	—
取締役	ITエン ジニア リング 事業本 部長	落合 翔	1989年11月1日	2013年4月 2015年12月 2016年6月 2020年12月 2024年6月 2025年6月 2025年8月	JESCOホールディングス株 式会社入社 当社入社 当社オープンシステム事 業部マネージャー 当社オープンシステム事 業部長 当社フロンティア事業部 長 当社ITエンジニアリング 事業本部長兼フロンティ ア事業部長 当社取締役ITエンジニア リング事業本部長（現 任）	(注)1	(注)3	—
監査役		藤田 寛之	1975年3月18日	2005年10月 2007年9月 2009年10月 2013年1月 2019年1月 2021年6月	司法試験合格 弁護士登録 大谷豊法律事務所入所 相模原中央総合法律事務 所（現法律事務所S）設立 所長（現任） 公益社団法人相模原青年 会議所理事 当社非常勤監査役（現任） 社会福祉法人清水地域福 祉会評議員（現任）	(注)2	(注)3	—

				2024年11月	社会福祉法人相模厚生会 理事（現任）			
				2025年4月	神奈川県弁護士会相模原 支部長（現任）			
監査役		岸 徹	1976年2月16日	2002年10月	公認会計士試験合格 新日本監査法人（現EY新日 本有限責任監査法人）入所	(注)2	(注)3	—
				2006年6月	公認会計士登録			
				2007年7月	京橋監査法人入所 岸公認会計士事務所（現 岸公認会計士事務所/G M A税理士法人 岸会計事務 所）入所、代表（現任）			
				2013年1月	公益社団法人相模原青年 会議所理事			
				2016年1月	税理士登録			
				2017年6月	社会福祉法人清水地域福 祉会監事			
				2018年6月	公益財団法人相模原市勤 労者福祉サービスセンタ ー監事（現任）			
				2019年4月	東京地方税理士会相模原 支部幹事（現任）			
				2020年6月	一般社団法人北里環境科 学センター監事（現任）			
				2022年7月	特定非営利活動法人さが みはら市民会議理事			
				2024年8月	当社非常勤監査役（現任）			
計								

- (注) 1. 取締役の任期は、2026年5月期に係る定時株主総会終結の時から2027年5月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、2024年5月期に係る定時株主総会終結の時から2028年5月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 2026年5月期における役員報酬の総額は、37,100千円を支給しております。
4. 監査役藤田寛之氏及び監査役岸徹氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 取締役原田哲治氏は、2025年8月29日に辞任により退任いたしました。なお、(注) 3. の役員報酬の総額につきましては、原田哲治氏への支給を含んでおります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、公正かつ健全で効率的な経営に取り組み、継続的な成長と企業価値の最大化を目指すにあたり、コーポレート・ガバナンスの確立が必要不可欠であると認識しております。そのため、経営の意思決定の内容及び過程を明確にし、当社を取り巻くすべてのステークホルダーと適切な関係を維持し、その利益を守っていくように努めてまいります。

②会社の機関の内容

イ．取締役会

取締役会は、取締役3名で構成されております。取締役会は、法令及び定款に定められた事項、経営の基本方針等の重要な経営上の意思決定を行うほか、取締役間の相互牽制による業務執行の監督を行っております。取締役会は、原則として毎月1回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速に経営上の意思決定を行える体制としております。

ロ．監査役

監査役として、社外監査役2名を選任しており、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ．会計監査

当社は、監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定及び福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第127条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお、2026年5月期において監査を執行した公認会計士は新開智之氏、櫻井真由美氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士3名その他2名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には、特別の利害関係はありません。

③内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、代表取締役社長が指名した内部監査担当者（２名）及び内部監査担当者が指定する外部監査代理人を配置しており、クロス監査により相互に牽制する体制で行っております。各部の監査結果並びに改善点については、内部監査担当者より代表取締役に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。

また、監査役は、内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることとしております。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理本部が情報の一元化を行っております。また、当社は、企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥社外取締役及び社外監査役の状況

当社は社外監査役２名を選任しております。社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。なお、社外監査役である藤田寛之氏は新株予約権を156個保有しております。当社と同氏の間にはそれ以外に人的関係、資本的関係、又は、取引関係その他の利害関係はありません。また、岸徹氏と当社との間には人的関係、資本的関係、又は、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役の重要性については認識しておりますが、当社の経営規模・体制を総合的に勘案すると、ガバナンスは適正に構築、運用されていることを踏まえ、社外取締役を設置しておりません。当社といたしましては、今後、経営における社外取締役の役割について、十分な議論と検証を重ね、設置の必要性があると判断する場合には具体的な検討を行ってまいります。

なお、当社は、社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準又は方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦役員報酬の内容

2026年５月期における取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック・ オプション	
取締役（社外取締役を除く）	32,500	32,500	－	－	4
監査役（社外監査役を除く）	－	－	－	－	－
社外役員	4,600	4,600	－	－	2

(注) １．上表には、2025年８月29日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。

２．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

⑧取締役及び監査役の定数

当社の取締役は５名以内、監査役は３名以内とする旨を定款で定めております。

⑨取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の過半数を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑫中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第 454 条第 5 項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑬取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む）及び監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑭社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑮株式の保有状況

イ．投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、主として株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を得ることを目的とするものを純投資目的である投資株式に区分し、それ以外を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

ロ．保有目的が純投資以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

ハ．保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (千円)
非上場株式	1	5,000	—	—
非上場株式以外の株式	179	261,987	70	117,582

区分	当事業年度		
	受取配当金の合計額 (千円)	売却損益の合計額 (千円)	評価損益の合計額 (千円)
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	1,062	99,255	△47,932

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
発行者	9,600	—
計	9,600	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して、監査法人から提示された見積書の内容を吟味し、監査役の同意を得たうえで、監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項及び証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第115条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定及び証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第127条第3項の規定に基づき、当事業年度（2025年6月1日から2026年5月31日まで）の財務諸表について、監査法人コスモスによる監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年 5 月31 日)	当事業年度 (2026年 5 月31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	351,574	601,804
売掛金	154,824	121,330
前払費用	4,052	8,490
未収入金	446	3,871
預け金	102,470	24
その他	48	285
流動資産合計	613,417	735,808
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	27,731	25,289
工具、器具及び備品（純額）	1,674	1,362
有形固定資産合計	※ 1 29,406	※ 1 26,652
投資その他の資産		
投資有価証券	※ 2 127,418	※ 2 276,847
長期前払費用	44	742
差入保証金	6,638	6,638
繰延税金資産	21,988	30,299
投資その他の資産合計	156,089	314,527
固定資産合計	185,495	341,179
資産合計	798,912	1,076,987

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年 5 月31 日)	当事業年度 (2026年 5 月31 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	12,764	11,681
1 年内返済予定の長期借入金	—	119,200
未払金	52,908	52,474
未払費用	52,615	56,873
未払法人税等	6,934	2,181
未払消費税等	27,654	2,727
預り金	29,142	26,013
流動負債合計	182,020	271,150
固定負債		
長期借入金	—	176,700
資産除去債務	7,255	7,293
固定負債合計	7,255	183,993
負債合計	189,276	455,143
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	592,835	623,230
利益剰余金合計	592,835	623,230
株主資本合計	622,835	653,230
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△13,198	△31,386
評価・換算差額等合計	△13,198	△31,386
純資産合計	609,636	621,843
負債純資産合計	798,912	1,076,987

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)		当事業年度 (自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)	
売上高	※ 1	1, 115, 948	※ 1	1, 009, 486
売上原価		873, 888		820, 015
売上総利益		242, 059		189, 471
販売費及び一般管理費	※ 2	231, 663	※ 2	232, 345
営業利益又は営業損失 (△)		10, 396		△42, 873
営業外収益				
受取利息		1, 643		2, 273
受取配当金		700		1, 062
投資有価証券売却益		50, 990		114, 960
その他		28		205
営業外収益合計		53, 362		118, 501
営業外費用				
支払利息		—		2, 069
投資有価証券売却損		10		15, 704
上場関連費用		10, 822		13, 447
障害者雇用納付金		2, 500		1, 975
その他		112		605
営業外費用合計		13, 445		33, 802
経常利益		50, 313		41, 825
税引前当期純利益		50, 313		41, 825
法人税、住民税及び事業税		14, 907		9, 756
法人税等調整額		△1, 352		1, 675
法人税等合計		13, 554		11, 431
当期純利益		36, 759		30, 394

【売上原価明細書】

(単位：千円)

区分	前事業年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)		当事業年度 (自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 労務費	700, 079	80. 1	665, 459	81. 2
II 経費 (注)	173, 809	19. 9	154, 556	18. 8
売上原価	873, 888	100. 0	820, 015	100. 0

(注) 主な内訳は、次のとおりであります。

(単位：千円)

項目	前事業年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	当事業年度 (自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)
外注費	148, 232	130, 676
通信交通費	25, 576	23, 879

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024 年 6 月 1 日 至 2025 年 5 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換 算差額等 合計	
		その他	利益剰余金 合計				
		利益剰余金					
	繰越利益 剰余金						
当期首残高	30,000	556,076	556,076	586,076	△15,208	△15,208	570,867
当期変動額							
当期純利益		36,759	36,759	36,759			36,759
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					2,010	2,010	2,010
当期変動額合計	—	36,759	36,759	36,759	2,010	2,010	38,769
当期末残高	30,000	592,835	592,835	622,835	△13,198	△13,198	609,636

当事業年度（自 2025 年 6 月 1 日 至 2026 年 5 月 31 日）

（単位：千円）

(単位：千円)

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金		評価・換 算差額等 合計
		その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	30,000	592,835	592,835	622,835	△13,198	△13,198	609,636
当期変動額							
当期純利益		30,394	30,394	30,394			30,394
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					△18,187	△18,187	△18,187
当期変動額合計	—	30,394	30,394	30,394	△18,187	△18,187	12,206
当期末残高	30,000	623,230	623,230	653,230	△31,386	△31,386	621,843

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月31日)	当事業年度 (自 2025年 6 月 1 日 至 2026年 5 月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	50,313	41,825
減価償却費	2,828	2,754
受取利息及び受取配当金	△2,343	△3,336
支払利息	—	2,069
投資有価証券売却益	△50,990	△114,960
投資有価証券売却損	10	15,704
障害者雇用納付金	2,500	1,975
売上債権の増減額 (△は増加)	△15,592	33,494
前払費用の増減額 (△は増加)	△2,450	△4,438
その他流動資産の増減額 (△は増加)	△214	△348
仕入債務の増減額 (△は減少)	298	△1,083
未払金及び未払費用の増減額 (△は減少)	9,719	3,993
未払消費税等の増減額 (△は減少)	1,951	△24,926
その他流動負債の増減額 (△は減少)	14,946	△3,128
その他	△26	△661
小計	10,950	△51,066
利息及び配当金の受取額	2,386	3,296
利息の支払額	—	△2,069
障害者雇用納付金の支払額	△650	△3,825
法人税等の支払額	△12,166	△14,509
法人税等の還付額	3,647	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,168	△68,173
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	△259,611	△583,108
投資有価証券の売却による収入	359,949	503,357
投資有価証券の払戻による収入	—	8
短期貸付金の増減額 (△は増加)	—	△200
投資活動によるキャッシュ・フロー	100,338	△79,942
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	—	350,000
長期借入金の返済による支出	—	△54,100
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	295,900
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	104,506	147,783
現金及び現金同等物の期首残高	349,538	454,045
現金及び現金同等物の期末残高	※ 454,045	※ 601,829

【注記事項】

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～18 年

工具、器具及び備品 5～15 年

3. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社の主要な事業であるITエンジニアリング事業においては、ソフトウェアの開発設計及び運用保守サービスを派遣契約又は準委任契約に基づいて顧客へ提供しております。これらはエンジニアの労働力を契約期間にわたって顧客に提供することを主な履行義務としております。顧客との契約に基づいて役務を提供するため、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、役務の提供期間に応じて契約に定められた金額に基づき収益を認識しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

（重要な会計上の見積り）

（繰延税金資産の回収可能性）

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	21,988千円	30,299千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日）に定める会社分類に基づき、当事業年度末における将来減算一時差異に対して、将来の税金負担を軽減することができる範囲内で計上しております。

当社は、繰延税金資産の計上について、将来計画を基礎として作成しており、将来の課税所得の発生金額や発生時期等の見込みに基づき、回収可能性を十分に検討しております。

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の財務諸表において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、I F R S 第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、I F R S 第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、I F R S 第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、I F R S 第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年5月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(後発事象に関する会計基準等)

- ・「後発事象に関する会計基準」(企業会計基準第41号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)
- ・「後発事象に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

(2) 適用予定日

2028年5月期の期首から適用します。

(表示方法の変更)

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他流動負債の増減額」に含めて表示しておりました「未払消費税等の増減額」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書の組替えを行っております。

この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他流動負債の増減額」に表示していた16,898千円は、「未払消費税等の増減額」1,951千円、「その他流動負債の増減額」14,946千円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2025年5月31日)	当事業年度 (2026年5月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	10,178千円	12,933千円

※2 消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「投資有価証券」に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年5月31日)	当事業年度 (2026年5月31日)
投資有価証券	104,197千円	256,665千円

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、すべて顧客との契約から生じる収益の金額であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益は含まれておりません。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	当事業年度 (自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)
役員報酬	36,260千円	37,100千円
給与手当	63,411	48,350
管理諸費	20,505	36,837
減価償却費	2,828	2,754

おおよその割合

販売費	7.0%	9.1%
一般管理費	93.0%	90.9%

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000,000	—	—	3,000,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末 残高 （千円）
		当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	
第1回ストック・ オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年6月1日 至 2026年5月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000,000	—	—	3,000,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末 残高 （千円）
		当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	
第1回ストック・ オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2026年8月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	12,000 千円	4 円	2026年5月31日	2026年8月31日

（注）1株当たり配当額4円は、上場記念配当となります。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月31日)	当事業年度 (自 2025年 6 月 1 日 至 2026年 5 月31日)
現金及び預金	351,574 千円	601,804 千円
預け金	102,470	24
現金及び現金同等物	454,045 千円	601,829 千円
(注)「預け金」は証券会社に対しての一時的な預け入れであり、随時引き出し可能であることから現金及び現金同等物に含めております。		

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等の元本確保を基本とした運用を行うほか、有価証券等運用規程に基づき、株式を中心とした有価証券投資を行っております。資金調達については原則として自己資本で賄っており、一部必要な資金については銀行借入により調達しております。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に資金運用目的で取得した上場株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2か月以内の支払期日であります。

借入金、事業運営及び成長投資へ資金の拡充を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行っております。

②市場リスク（市場価格の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

借入金については、市場金利の動向を定期的に把握しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、月次単位での支払予定を把握するとともに、適時に資金状況を確認し、手許流動性を維持し、かつ借入計画を適切に管理することにより流動性リスクに対処しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度末における特段の信用リスクの集中はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2025年5月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券 その他有価証券	127,418	127,418	—
資産計	127,418	127,418	—

(*) 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「預け金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

当事業年度（2026年5月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券 その他有価証券	271,847	271,847	—
資産計	271,847	271,847	—
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	295,900	295,419	△480
負債計	295,900	295,419	△480

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「預け金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、上表の「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	5,000

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2025年5月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	351,574	—	—	—
売掛金	154,824	—	—	—
未収入金	446	—	—	—
預け金	102,470	—	—	—
投資有価証券 その他有価証券	—	10,000	—	—
合計	609,316	10,000	—	—

当事業年度（2026年5月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	601,804	—	—	—
売掛金	121,330	—	—	—
未収入金	3,871	—	—	—
預け金	24	—	—	—
投資有価証券 其他有価証券	—	10,000	—	—
合計	727,031	10,000	—	—

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（2025年5月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2026年5月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	119,200	116,400	60,300	—	—	—
合計	119,200	116,400	60,300	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数回使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2025年5月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	117,582	—	—	117,582
債券	—	9,836	—	9,836
資産計	117,582	9,836	—	128,418

当事業年度（2026年5月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	261,987	—	—	261,987
債券	—	9,860	—	9,860
資産計	261,987	9,860	—	271,847

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2025年5月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2026年5月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金				
（1年内返済予定を含む）	—	295,419	—	295,419
負債計	—	295,419	—	295,419

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び地方債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2025 年 5 月 31 日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの			
株式	34,534	31,846	2,688
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	34,534	31,846	2,688
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの			
株式	83,047	105,573	△22,525
債券	9,836	10,000	△164
その他	—	—	—
小計	92,883	115,573	△22,689
合計	127,418	147,419	△20,001

当事業年度 (2026 年 5 月 31 日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの			
株式	28,706	26,877	1,829
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	28,706	26,877	1,829
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの			
株式	233,280	283,042	△49,761
債券	9,860	10,000	△140
その他	—	—	—
小計	243,140	293,042	△49,901
合計	271,847	319,919	△48,072

(注) 非上場株式であり市場価格のない株式 (貸借対照表計上額 5,000 千円) については、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度 (自 2024 年 6 月 1 日 至 2025 年 5 月 31 日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	359,949	50,990	10
債券	—	—	—
その他	—	—	—
合計	359,949	50,990	10

当事業年度 (自 2025 年 6 月 1 日 至 2026 年 5 月 31 日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	505,013	114,960	15,704
債券	—	—	—
その他	—	—	—
合計	505,013	114,960	15,704

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出年金制度

当社の確定拠出年金制度への要拠出額は、前事業年度 5,348 千円、当事業年度 3,862 千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上及び科目名

当社は、ストック・オプション付与日時点において未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権
決議年月日	2021年4月9日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 60名 社外協力者 16名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 43,176株
付与日	2021年4月16日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	自 2021年4月16日 至 2023年4月16日
権利行使期間	自 2023年4月17日 至 2031年4月15日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2026年5月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後 (株)	
前事業年度末	29,328
権利確定	—
権利行使	—
失効	4,908
未行使残	24,420

②単価情報

	第1回新株予約権
権利行使価格 (円)	140
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は、ストック・オプション付与日時点において未公開企業であり、ストック・オプションの公正な評価単価は単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社株式の株式価値は、修正簿価純資産法により算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当事業年度末における本源的価値の合計額

—千円

②当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

—千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年5月31日)	当事業年度 (2026年5月31日)
繰延税金資産		
未払費用	13,254千円	11,978千円
資産除去債務	2,528	2,541
未払事業税	709	157
未払事業所税	582	553
その他有価証券評価差額金	6,802	16,789
繰延税金資産合計	23,878	32,020
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△1,889	△1,720
繰延税金負債合計	△1,889	△1,720
繰延税金資産純額	21,988	30,299

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年5月31日)	当事業年度 (2026年5月31日)
法定実効税率	34.0%	34.0%
(調整)		
受取配当金の益金不算入額	△0.0	△0.1
住民税均等割	0.4	0.5
法人税額の特別控除	△5.2	△3.7
軽減税率の適用	△2.1	△2.5
実効税率変更による差異	—	△0.8
その他	△0.2	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.9	27.3

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

事務所建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から6年と見積り、割引率は当該資産の取得時点における使用見込期間に応じた国債利回りを使用しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	当事業年度 (自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)
期首残高	7,218千円	7,255千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	—
時の経過による調整額	37	37
期末残高	7,255千円	7,293千円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、ITエンジニアリング事業の単一セグメントであり、その売上高は顧客との契約から生じる収益であります。

顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（重要な会計方針）3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約残高

顧客との契約から生じた契約残高は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	139,231	154,824
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	154,824	121,330

顧客との契約から生じた債権は、貸借対照表上「売掛金」として区別しております。契約資産及び契約負債については、該当事項はありません。なお、当事業年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価額については、契約期間が1年を超える契約がないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社はITエンジニアリング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2025年6月1日 至 2026年5月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
㈱イセトー	101,039	ITエンジニアリング事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年6月1日 至 2026年5月31日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	当事業年度 (自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)
1株当たり純資産額（円）	203.21	207.28
（算定上の基礎）		
純資産の部の合計額（千円）	609,636	621,843
純資産の部の合計額から控除する金額 （千円）	—	—
普通株式に係る期末の純資産額 （千円）	609,636	621,843
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数（株）	3,000,000	3,000,000

1株当たり当期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	当事業年度 (自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)
1株当たり当期純利益（円）	12.25	10.13
（算定上の基礎）		
当期純利益（千円）	36,759	30,394
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	36,759	30,394
普通株式の期中平均株式数（株）	3,000,000	3,000,000
潜在株式調整後1株当たり当期純利益（円）	—	10.10
当期純利益調整額（千円）	—	—
普通株式増加額（株）	—	10,175
（うち、新株予約権（株））	—	(10,175)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要	第1回新株予約権（普通株式 29,328株） これらの詳細については、「第 5【発行者の状況】1【株式等 の状況】（2）【新株予約権等 の状況】」に記載のとおりであ ります。	—

（注） 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの当社株式が非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketでの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄			株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)
投資 有価証券	その他 有価証券	(株)山大	19,000	9,500
		(株)フューチャーリンクネットワーク	7,100	8,882
		ヤマト モビリティ & Mfg. (株)	11,700	6,727
		(株)RVH	100,000	5,200
		(株)つながり	100	5,000
		(株)CINC	8,500	3,910
		東京ボード工業(株)	14,000	3,836
		ネボン(株)	4,300	3,676
		(株)TORICO	25,000	3,575
		(株)アイズ	3,500	3,395
		(株)ジェイホールディングス	29,000	3,364
		夢みつけ隊(株)	30,000	2,880
		(株)GRCS	3,000	2,808
		(株)さいか屋	13,200	2,798
		(株)オンザページ	9,500	2,736
		(株)学びエイド	8,100	2,656
		(株)ホープ	1,700	2,606
		CRAVIA(株)	80,000	2,480
		(株)テクノマセマティカル	7,100	2,463
		(株)アルファ	1,500	2,458
		GMO TECHホールディングス(株)	500	2,397
		(株)光・彩	2,200	1,977
		(株)ラピーヌ	10,000	1,790
		イシン(株)	2,500	1,752
		(株)Amaziah	8,000	1,720
		オーミケンシ(株)	9,000	1,656
		(株)コパ・コーポレーション	4,000	1,624
		アウンコンサルティング(株)	8,000	1,600
		ハンワホームズ(株)	5,000	1,600
		(株)アールシーコア	5,300	1,595
		(株)visumo	2,500	1,585
		(株)キャスター	2,000	1,544
		(株)ハピネス・アンド・ディ	3,000	1,542
		AHCグループ(株)	2,000	1,532
		(株)光陽社	4,000	1,528
		(株)ストレージ王	1,600	1,518
		バリュークリエーション(株)	2,800	1,514
		ビープラッツ(株)	4,500	1,503
		ジェイ・エスコム ホールディングス(株)	10,000	1,490
		(株)enish	45,000	1,485

銘柄			株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)
投資 有価証券	その他 有価証券	(株)ラバブルマーケティンググループ	1,300	1,479
		かつこ(株)	1,600	1,435
		(株)T. S. I	1,700	1,428
		カワセコンピュータサプライ(株)	8,200	1,353
		(株)大和	5,400	1,350
		フィーチャ(株)	5,000	1,290
		(株)リグア	1,500	1,281
		(株)揚羽	1,500	1,273
		(株)インターファクトリー	3,500	1,267
		(株)マツモト	1,400	1,267
		(株)まぐまぐ	3,500	1,267
		(株)創健社	500	1,260
		(株)ヤマザキ	7,000	1,239
		サンケイ化学(株)	700	1,221
		(株)C a S y	1,300	1,220
		(株)篠崎屋	12,000	1,212
		パレモ・ホールディングス(株)	11,000	1,210
		日本製罐(株)	900	1,202
		(株)ケイ・ウノ	800	1,198
		新東(株)	1,000	1,184
		メディアファイブ(株)	1,700	1,178
		(株)J S H	3,200	1,168
		クボテック(株)	16,000	1,168
		アクセルマーク(株)	20,000	1,160
		(株)フィットクルー	800	1,153
		(株)光ハイツ・ヴェラス	1,600	1,152
		(株)ジェイック	500	1,150
		(株)フロンティア	1,900	1,141
		(株)誠建設工業	1,100	1,137
		(株)デコルテ・ホールディングス	3,000	1,137
		(株)ジィ・シィ企画	2,300	1,136
		(株)F U J I ジャパン	4,000	1,136
		(株)ゴルフ・ドゥ	3,800	1,132
		日本テクノ・ラボ(株)	1,800	1,125
		(株)一蔵	3,000	1,125
		モビルス(株)	3,600	1,123
		(株)オーケーウェブ	35,000	1,120
		マルシェ(株)	6,600	1,115
		(株)リード	1,900	1,111
		(株)フジタコーポレーション	2,200	1,111
		ブランディングテクノロジー(株)	1,100	1,106
		リンカーズ(株)	8,500	1,105
		ログリー(株)	3,000	1,104

銘柄			株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)
投資 有価証券	その他 有価証券	(株)インフォネット	1,300	1,102
		(株)インバウンドテック	1,700	1,101
		(株)キタック	3,400	1,101
		(株)ビースタイルホールディングス	1,000	1,100
		ペットゴー(株)	1,300	1,098
		リーダー電子(株)	2,600	1,097
		ビートレンド(株)	1,600	1,096
		(株)ジーネクスト	3,500	1,095
		(株)すららネット	3,500	1,095
		(株)ボルテージ	4,700	1,095
		(株)エスエルディー	1,200	1,094
		ピクスタ(株)	1,300	1,092
		(株)ALiNKインターネット	1,100	1,090
		ウィルソン・ラーニング ワールドワイド(株)	8,500	1,088
		(株)中央製作所	800	1,087
		川上塗料(株)	600	1,085
		(株)クリーマ	5,000	1,085
		(株)かんなん丸	2,600	1,084
		M I Tホールディングス(株)	1,200	1,083
		K L A S S(株)	2,700	1,080
		P o s t P r i m e(株)	6,700	1,078
		クックビズ(株)	1,600	1,078
		(株)G e o l o c a t i o n T e c h n o l o g y	900	1,078
		(株)A S I A N S T A R	13,600	1,074
		(株)くろがね工作所	1,100	1,071
		ジャパンM&Aソリューション(株)	900	1,066
		(株)ジェイテック	4,500	1,066
		シリウスビジョン(株)	3,500	1,064
		(株)イタミアート	900	1,062
		アディッシュ(株)	2,100	1,060
		(株)C S - C	3,300	1,059
		イメージ情報開発(株)	1,700	1,059
		(株)アークコア	1,500	1,059
		(株)リプライオリティ	2,100	1,058
		(株)エムケイシステム	3,700	1,058
		(株)植松商会	1,500	1,057
		(株)アイビー化粧品	3,900	1,056
		コムシード(株)	8,000	1,056
		浅香工業(株)	600	1,054
		(株)日本オーエー研究所	1,500	1,050
		(株)S h a r i n g I n n o v a t i o n s	2,000	1,050
		G L O E(株)	1,500	1,050
		ジャニス工業(株)	2,200	1,049
		(株)デジタリフト	1,000	1,049

銘柄			株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)
投資 有価証券	その他 有価証券	セーラー広告(株)	3,800	1,048
		日本PCサービス(株)	1,600	1,048
		GVA TECH(株)	3,600	1,047
		(株)ニチリョク	11,500	1,046
		(株)ポプラ	6,300	1,045
		中日本鋳工(株)	2,700	1,044
		(株)フライヤー	2,300	1,044
		(株)セイファート	1,000	1,044
		(株)バルコス	1,000	1,041
		(株)マーキュリー	1,600	1,040
		(株)雨風太陽	1,500	1,039
		(株)エコミック	2,200	1,038
		(株)ベビーカレンダー	900	1,035
		(株)POPER	2,100	1,035
		(株)文教堂グループホールディングス	23,000	1,035
		(株)セキド	2,300	1,035
		Recovery International (株)	800	1,034
		(株)Will Smart	1,600	1,033
		ビズメイツ(株)	1,800	1,031
		(株)トゥエンティーフォーセブンホールディングス	6,100	1,030
		Cocolive(株)	1,700	1,030
		(株)ソケット	1,800	1,029
		太洋テクノレックス(株)	3,000	1,029
		(株)BTM	1,700	1,028
		(株)オンデック	1,600	1,027
		(株)トラース・オン・プロダクト	3,300	1,026
		(株)キャリア	4,500	1,026
		(株)インサイト	2,600	1,024
		monoAI technology(株)	7,300	1,022
		ピープル(株)	2,700	1,020
		福留ハム(株)	1,900	1,020
		CRGホールディングス(株)	3,800	1,018
		川口化学工業(株)	700	1,017
		日本グランデ(株)	1,500	1,017
		(株)フェニックスバイオ	2,400	1,015
		Institution for a Global Socie(株)	4,300	1,014
		(株)グランディーズ	2,600	1,014
		(株)コラボス	3,400	1,013
		フラー(株)	1,200	1,012
		(株)TBグループ	7,500	1,012
		(株)ピクセラ	7,100	1,008
		(株)キットアライブ	900	1,008
		(株)アクセスグループ・ホールディングス	1,700	1,006

銘柄			株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)
投資 有価証券	その他 有価証券	(株)駅探	3,100	1,004
		(株)オプトエレクトロニクス	3,900	1,002
		(株)ウイルコホールディングス	13,000	1,001
		(株)アズジェント	2,300	993
		R e t t y(株)	8,700	991
		フュージョン(株)	2,100	989
		(株)ソフトテックス	500	961
		R e Y u u J a p a n(株)	4,900	960
		(株)エアークローゼット	6,100	939
		(株)スマサポ	1,200	933
		小計	1,018,100	266,987
		計		1,018,100

【債券】

銘柄			券面総額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)
投資 有価証券	その他 有価証券	神奈川県第3回5年公募公債 (グリーンボンド)	10,000	9,860
		小計	10,000	9,860
計			10,000	9,860

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首 残高 (千円)	当期 増加額 (千円)	当期 減少額 (千円)	当期末 残高 (千円)	当期末 減価償却 累計額 又は 償却 累計額 (千円)	当期 償却額 (千円)	差引当期 末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	35,569	—	—	35,569	10,280	2,442	25,289
工具、器具 及び備品	4,015	—	—	4,015	2,652	311	1,362
有形固定資産計	39,585	—	—	39,585	12,933	2,754	26,652

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	—	119,200	1.3	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	176,700	1.2	2027年～2028年
合計	—	295,900	—	—

（注） 1．平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2．長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	116,400	60,300	—	—

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

①流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	—
預金	
普通預金	601,804
計	601,804
合計	601,804

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
(株)イセトー	9,463
(株)エス・エム・シー	5,202
コムテック(株)	4,984
ポートヘフナー(株)	3,882
(株)S T F	3,740
その他	94,059
合計	121,330

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日) (A) + (D) 2
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	(B) 365
154,824	1,110,435	1,143,929	121,330	90.4	45.4

ハ．投資有価証券

投資有価証券は276,847千円であり、その内容については「1 財務諸表等（1）財務諸表⑤附属明細表」の「有価証券明細表」に記載しております。

②流動負債

イ．買掛金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
業務委託先（注）	11,681
合計	11,681

（注）相手先は主に多数の個人事業主であり個々の金額は僅少であるため、その具体的な記載を省略しております。

ロ．未払金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
人件費（給与）	41,058
事業所税	2,435
その他	8,979
合計	52,474

ハ．未払費用

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
人件費（賞与）	34,671
社会保険料	19,806
その他	2,395
合計	56,873

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年6月1日から翌年5月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年5月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年11月30日、毎年5月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング26階 株式会社アイ・アール ジャパン
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング26階 株式会社アイ・アール ジャパン
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り 取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング26階 株式会社アイ・アール ジャパン
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング26階 株式会社アイ・アール ジャパン
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL https://www.higuchi-consulting.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年8月31日

株式会社 樋口総合研究所

取締役会 御中

監査法人 コスモス

愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 新 開 智 之
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 櫻 井 真 由 美

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社樋口総合研究所の2025年6月1日から2026年5月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社樋口総合研究所の2026年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年 8 月31日

株式会社 樋口総合研究所

取締役会 御中

監査法人 コスモス

愛知県名古屋市

代 表 社 員 公 認 会 計 士 新 開 智 之
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 櫻 井 真 由 美

監査意見

当監査法人は、証券会員制法人福岡証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第127条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社樋口総合研究所の2025年6月1日から2026年5月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社樋口総合研究所の2026年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上